

平成 31 年 3 月 13 日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 佐藤 恵治

衛生統計第二係

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 7512)

(直通番号) 03 (3595) 2919

## 平成 29 年度地域保健・健康増進事業報告の概況

### 目 次

I	地域保健・健康増進事業報告の概要	1 頁
II	結果の概要	2
	地域保健編	
1	母子保健	2
2	健康増進	4
3	歯科保健	5
4	精神保健福祉	5
5	衛生教育	6
6	エイズ	6
7	予防接種	7
8	職員の配置状況	8
	健康増進編	
1	健康診査	10
2	歯周疾患検診・骨粗鬆症検診	11
3	健康教育	12
4	健康相談	12
5	訪問指導	13
6	がん検診	14
7	肝炎ウイルス検診	16
III	統計表	17
IV	用語の解説	23

平成 29 年度地域保健・健康増進事業報告の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>)



## II 結果の概要

### 地域保健編

#### 1 母子保健

##### (1) 妊娠届出の状況

平成29年度に市区町村に妊娠の届出をした者は986,003人で、妊娠週（月）数別にみると、「満11週以内（第3月以内）」に届出をした者が916,723人（構成割合93.0%）と最も多くなっている（表1）。

表1 妊娠週（月）数別妊娠届出者数の年次推移

（単位：人）

		平成25年度 (2013)	構成割合 (%)	26年度 ( '14)	構成割合 (%)	27年度 ( '15)	構成割合 (%)	28年度 ( '16)	構成割合 (%)	29年度 ( '17)	構成割合 (%)
総 数		1 073 964	100.0	1 076 109	100.0	1 053 444	100.0	1 008 985	100.0	986 003	100.0
妊 娠 週 （ 月 ） 数	満11週以内 (第3月以内)	981 934	91.4	989 201	91.9	971 189	92.2	934 094	92.6	916 723	93.0
	満12～19週 (第4～5月)	70 853	6.6	67 022	6.2	62 790	6.0	57 535	5.7	52 823	5.4
	満20～27週 (第6～7月)	8 794	0.8	8 263	0.8	8 124	0.8	7 449	0.7	7 138	0.7
	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	4 420	0.4	4 413	0.4	4 169	0.4	3 958	0.4	3 852	0.4
	分娩後	2 189	0.2	2 477	0.2	2 614	0.2	2 840	0.3	2 115	0.2
	不 詳	5 774	0.5	4 733	0.4	4 558	0.4	3 109	0.3	3 352	0.3

##### (2) 妊産婦の健康診査の実施状況

平成29年度に市区町村が実施した妊産婦の一般健康診査の受診実人員は、「妊婦」1,202,301人、「産婦」168,023人となっている（表2）。

表2 妊産婦の健康診査の年次推移

（単位：人）

		平成25年度 (2013)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)	29年度 ( '17)
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 231 211	1 279 468	1 297 668	1 232 652	1 202 301
	精密健康診査受診実人員	10 598	11 765	11 994	11 741	11 322
産 婦	一般健康診査受診実人員	66 986	62 220	84 084	90 764	168 023
	精密健康診査受診実人員	3	12	18	31	35

### (3) 乳幼児の健康診査の実施状況

市区町村が実施した乳児の一般健康診査の受診実人員は、「3～5か月児」が 949,973 人と最も多く、受診率は 95.5 %となっている(表3)。

市区町村が実施した平成 29 年度の幼児の一般健康診査の受診実人員は、「1歳6か月児」978,831 人、「3歳児」984,233 人となっている。受診率は、「1歳6か月児」96.2%、「3歳児」95.2%となっている。(表4)

表3 乳児の健康診査の実施状況

平成 29(2017)年度

(単位:人)

		1～2か月児	3～5か月児	6～8か月児	9～12か月児
乳 児	一般健康診査受診実人員	244 765	949 973	351 519	704 262
	受診率 (%) <sup>1)</sup>	86.4	95.5	84.0	84.2

注: 1) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

表4 幼児の健康診査の年次推移

(単位:人)

			平成25年度 (2013)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)	29年度 ( '17)
幼 児	1歳 6か月児	一般健康診査受診実人員	1 001 397	1 004 202	1 008 449	1 008 405	978 831
		受診率 (%) <sup>2)</sup>	94.9	95.5	95.7	96.4	96.2
		精密健康診査受診実人員	13 537	14 395	15 058	14 916	15 445
	3歳児	一般健康診査受診実人員	1 009 368	1 009 176	1 017 584	1 000 319	984 233
		受診率 (%) <sup>2)</sup>	92.9	94.1	94.3	95.1	95.2
		精密健康診査受診実人員	54 069	53 988	57 191	59 734	63 144
	4～6歳児 <sup>1)</sup>	一般健康診査受診実人員	43 510	46 423	50 483	42 420	42 710
		受診率 (%) <sup>2)</sup>	77.9	79.7	81.3	80.2	81.3
	精密健康診査受診実人員	2 414	2 748	3 034	2 179	2 219	
その他 <sup>1)</sup>	一般健康診査受診実人員	79 401	61 475	60 701	54 268	57 819	
	精密健康診査受診実人員	850	1 009	846	953	1 016	

注: 1) 「4～6歳児」及び「その他」については法定外の健康診査である。

2) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

### (4) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況

平成 29 年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の保健指導の被指導実人員は、「妊婦」846,905 人、「産婦」261,389 人、「乳児」713,283 人、「幼児」854,627 人となっている(表5)。

表5 妊産婦・乳幼児保健指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成25年度 (2013)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)	29年度 ( '17)
妊 婦	703 418	719 011	736 388	800 878	846 905
産 婦	248 788	253 519	259 315	258 276	261 389
乳 児	757 205	738 011	749 141	736 461	713 283
幼 児	884 771	871 288	899 795	873 432	854 627

平成 29 年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の訪問指導の被指導実人員は、「産婦」732,888 人が最も多く、次いで「乳児」582,301 人となっている（表 6）。

表 6 妊産婦・乳幼児訪問指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成25年度 (2013)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)	29年度 ( '17)
妊 婦	24 812	25 139	27 242	33 038	34 350
産 婦	715 720	706 359	738 063	736 087	732 888
新 生 児 <sup>1)</sup>	253 690	243 954	257 914	244 852	240 517
未 熟 児	56 679	54 277	53 279	51 110	49 362
乳 児 <sup>2)</sup>	565 624	562 942	586 257	598 770	582 301
幼 児	166 729	166 541	163 719	157 198	155 148

注：1)「新生児」は未熟児を除く。

2)「乳児」は新生児・未熟児を除く。

## 2 健康増進

平成 29 年度に保健所及び市区町村が実施した健康増進関係事業の被指導延人員は 7,492,515 人で、そのうち「栄養指導」が 4,874,750 人と最も多く、次いで「運動指導」が 1,659,883 人となっている（表 7）。

指導対象区分別にみると、「栄養指導」では「乳幼児」が 2,972,079 人と多く、「運動指導」では「20 歳以上」が 1,589,703 人と多くなっている（表 8）。

表 7 健康増進関係事業の指導内容の年次推移

(単位:人)

	被指導延人員				
	平成25年度 (2013)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)	29年度 ( '17)
総 数	7 540 424	7 712 516	7 753 554	7 648 511	7 492 515
栄養指導	5 064 254	5 109 901	5 198 522	5 047 029	4 874 750
運動指導	1 500 751	1 607 467	1 553 442	1 616 759	1 659 883
休養指導	103 234	111 969	111 976	116 738	109 682
禁煙指導	348 558	350 955	360 784	350 786	341 901
その他	523 627	532 224	528 830	517 199	506 299

表 8 健康増進関係事業の指導対象区分別の指導内容

(単位:人)

平成 29(2017)年度

	被指導延人員				
	総 数	妊産婦	乳幼児	20歳未満 <sup>1)</sup>	20歳以上 <sup>2)</sup>
総 数	7 492 515	581 415	3 041 618	377 262	3 492 220
栄養指導	4 874 750	292 351	2 972 079	235 434	1 374 886
運動指導	1 659 883	39 608	・	30 572	1 589 703
休養指導	109 682	53 968	・	6 181	49 533
禁煙指導	341 901	126 570	・	80 131	135 200
その他	506 299	68 918	69 539	24 944	342 898

注：1)「20 歳未満」は妊産婦・乳幼児を除く。

2)「20 歳以上」は妊産婦を除く。

### 3 歯科保健

平成 29 年度に保健所及び市区町村が実施した歯科健診・保健指導等の被指導等延人員は、「歯科健診・保健指導」4,969,047 人、「予防処置」2,077,986 人、「治療」13,285 人となっている（表 9）。

表 9 歯科健診・保健指導等の年次推移

(単位:人)

	被指導等延人員				
	平成25年度 (2013)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)	29年度 ( '17)
歯科健診・保健指導	4 709 156	4 856 845	4 881 818	4 869 985	4 969 047
予 防 処 置	2 324 918	2 485 340	2 599 841	2 076 583	2 077 986
治 療	16 623	16 779	14 219	14 159	13 285

注：訪問によるものを除く。

### 4 精神保健福祉

平成 29 年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」892,688 人、「デイ・ケア」82,712 人、「訪問指導」348,615 人、「電話相談」1,518,028 人、「メール相談」18,372 人となっている（表 10）。

「相談」を内容別にみると、「その他」を除き、「社会復帰」が 248,823 人と最も多くなっている（表 11）。

表 10 精神保健福祉の相談等の年次推移

(単位:人)

	相談等延人員				
	平成25年度 (2013)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)	29年度 ( '17)
相 談 <sup>1)</sup>	863 198	924 406	874 035	895 272	892 688
デ イ ・ ケ ア	125 873	115 278	102 094	94 180	82 712
訪 問 指 導	361 616	357 757	356 144	355 544	348 615
電 話 相 談	1 377 264	1 437 652	1 487 976	1 499 772	1 518 028
メ ー ル 相 談	17 654	14 772	16 210	18 427	18 372

注：1)「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

表 11 精神保健福祉の相談内容の年次推移

(単位:人)

		延人員				
		平成25年度 (2013)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)	29年度 ( '17)
相	談 <sup>1)</sup>	863 198	924 406	874 035	895 272	892 688
内 容	老人精神保健	41 162	41 169	40 096	43 342	43 302
	社会復帰	257 898	254 714	240 219	247 402	248 823
	アルコール	32 008	33 841	32 321	35 094	33 646
	薬物	6 534	7 357	5 728	6 534	6 003
	ギャンブル	1 420	2 095	2 497	2 443	2 817
	思春期	17 804	21 552	19 013	22 220	20 666
	心の健康づくり	134 185	159 440	130 951	129 635	137 260
	摂食障害	…	3 860	2 964	3 077	2 816
	てんかん	…	…	3 546	4 029	4 165
	その他	372 187	400 378	396 700	401 496	393 190
(再 掲)	ひきこもり	29 378	33 472	35 321	35 279	35 710
	自殺関連	15 129	17 842	18 069	19 406	20 697
	遺族	1 284	1 420	1 461	1 480	1 710
	犯罪被害	674	762	631	567	585
	災害	1 086	1 844	2 534	1 809	1 561

注：1)「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

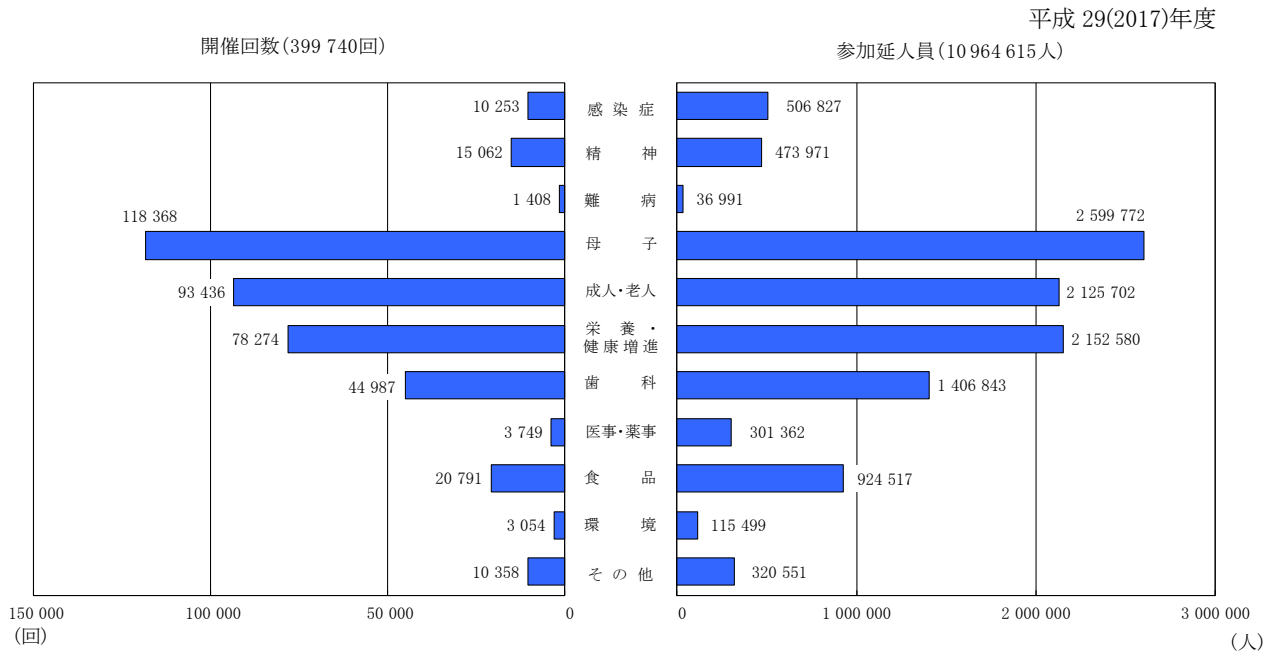
2)「ひきこもり」～「災害」は「老人精神保健」～「その他」の再掲である。

## 5 衛生教育

保健所及び市区町村が実施した衛生教育の開催回数は 399,740 回、参加延人員は 10,964,615 人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「母子」「成人・老人」「栄養・健康増進」が多くなっている。(図1)

図1 衛生教育の実施状況



## 6 エイズ

平成 29 年度の保健所が受けたエイズに関する相談件数は、「電話相談」37,340 件、「来所相談」65,158 件となっている。

保健所が実施したH I V抗体スクリーニング検査のための採血件数は 94,533 件、スクリーニング検査後の確認検査においてH I V抗体反応が陽性であったものは 250 件となっている。(表 12)

表 12 エイズに関する相談・検査及び衛生教育の年次推移

(単位:件)

		平成25年度 (2013)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)	29年度 ( '17)
相談件数	電話相談	47 429	44 003	41 888	37 410	37 340
	来所相談	77 896	73 377	64 014	62 305	65 158
HIV抗体検査のための採血件数	スクリーニング検査	112 755	111 774	99 696	92 223	94 533
	確認検査 <sup>1)</sup>	895	553	538	513	573
	陽性件数	291	298	302	275	250
	陽性であった割合(%) <sup>2)</sup>	0.26	0.27	0.30	0.30	0.26
衛生教育開催回数(回)		2 078	1 923	1 757	1 711	1 684

注: 1) 「確認検査」とは、スクリーニング検査でH I V抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

2) 陽性であった割合 = (確認検査の陽性件数 / スクリーニング検査件数) × 100

## 7 予防接種

平成 29 年度に市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数は、「インフルエンザ」が 16,978,015 人となっている（表 13）。

表 13 定期の予防接種の接種者数の年次推移

（単位：人）

			平成25年度 (2013)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)	29年度 ( '17)	
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 混合ワクチン (DPT)	第1期	初回接種	第1回	37 632	4 274	517	33	226
			第2回	61 426	7 466	704	45	222
			第3回	98 296	13 440	1 256	94	237
		追加接種		949 855	223 219	8 795	480	259
沈降ジフテリア破傷風 混合トキソイド(DT)	第1期	初回接種	第1回	47	25	31	22	14
			第2回	64	40	28	30	10
		追加接種		81	180	140	97	28
		第2期		801 335	835 189	794 328	819 481	816 945
不活化ポリオワクチン (IPV)	初回接種	第1回	120 736	23 830	6 546	3 398	1 511	
		第2回	253 806	58 598	19 826	10 068	4 922	
		第3回	346 019	77 086	29 627	16 427	8 877	
		追加接種		719 147	474 501	103 418	52 618	32 340
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 不活化ポリオ混合ワクチン <sup>2)</sup> (DPT-IPV)	第1期	初回接種	第1回	1 039 952	1 016 862	1 011 542	990 279	948 790
			第2回	1 028 810	1 016 018	1 014 067	995 642	953 153
			第3回	1 001 889	1 016 195	1 019 899	1 000 372	956 067
		追加接種		122 582	887 490	989 131	1 030 515	992 716
日本脳炎ワクチン	第1期	初回接種	第1回	1 218 153	1 176 000	1 058 934	1 281 160	1 189 376
			第2回	1 197 305	1 136 779	1 041 164	1 231 550	1 165 250
		追加接種		1 368 587	1 204 320	1 026 416	1 023 443	1 127 679
		第2期		508 364	593 463	642 397	901 490	1 001 971
ヒブワクチン			第1回	1 185 464	1 044 911	1 017 920	987 725	952 806
			第2回	1 068 326	1 007 976	1 008 902	982 730	944 599
			第3回	1 096 108	1 048 523	1 021 053	997 243	940 973
			第4回	1 117 300	1 005 727	973 293	986 327	965 721
小児用肺炎球菌ワクチン			第1回	1 204 325	1 052 880	1 020 898	989 680	953 458
			第2回	1 090 029	1 018 263	1 012 724	986 225	947 072
			第3回	1 077 653	1 045 979	1 023 026	999 937	943 657
			第4回	944 341	973 348	979 333	995 444	963 141
子宮頸がん予防ワクチン			第1回	98 656	3 895	2 711	1 834	3 347
			第2回	66 568	4 172	2 669	1 805	2 666
			第3回	87 233	6 238	2 805	1 782	1 847
水痘ワクチン <sup>3)</sup>			第1回	.	1 553 027	1 040 930	1 010 521	973 691
			第2回	.	481 990	1 060 742	881 478	879 423
B型肝炎ワクチン <sup>4)</sup>			第1回	.	.	.	727 485	944 443
			第2回	.	.	.	638 610	938 761
			第3回	.	.	.	201 749	960 881
麻しん・風しんワクチン <sup>5)</sup>			第1期	998 388	1 007 529	981 521	994 259	961 342
			第2期	1 022 334	1 017 508	997 545	1 001 129	989 751
BCGワクチン <sup>6)</sup> <sup>8)</sup>	総 数		877 419	996 844	1 003 475	988 723	946 852	
	5月未満		134 151	92 053	78 276	60 817	69 591	
	5月以上1歳未満		687 903	873 640	903 422	907 867	877 261	
インフルエンザワクチン <sup>8)</sup>	総 数		16 205 813	16 730 347	17 239 503	17 386 306	16 978 015	
	60歳以上65歳未満		48 281	34 243	31 341	29 354	27 908	
	65歳以上		15 754 405	16 696 104	17 096 694	17 223 025	16 950 107	
成人用肺炎球菌 ワクチン <sup>7)</sup> <sup>8)</sup>	総 数		.	2 871 593	2 446 852	2 784 050	2 827 741	
	60歳以上65歳未満		.	11 260	3 634	2 860	8 660	
	65歳相当		.	903 804	749 073	736 802	702 223	
	70歳相当		.	624 406	441 240	670 773	866 233	
	75歳相当		.	492 306	492 203	574 497	548 987	
	80歳相当		.	357 483	330 513	343 779	354 924	
	85歳相当		.	216 844	192 150	201 398	210 155	
	90歳相当		.	105 300	94 627	98 610	98 546	
	95歳相当		.	31 949	29 487	31 049	32 283	
	100歳相当		.	6 157	5 178	5 700	5 730	
101歳以上		.	.	8 298	.	.		

- 注：1) 「不活化ポリオワクチン（IPV）」は、平成 24 年 9 月 1 日より定期接種に使用するワクチンが生ワクチン（OPV）から不活化ワクチン（IPV）に変わり、接種回数に変更された。
- 2) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第 1 期の予防接種は、「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン」を使用する。当ワクチンは、平成 24 年 11 月 1 日より定期接種での使用が開始された。
- 3) 「水痘ワクチン」は、生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者を対象として平成 26 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに限り、特例措置として生後 36 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者も定期接種の対象となった。水痘ワクチンの特例措置の対象者の接種回数は 1 回である。
- 4) 「B型肝炎ワクチン」は、平成 28 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。
- 5) 「麻しん・風しんワクチン」は、「麻しん風しん混合ワクチン」、「麻しんワクチン」、「風しんワクチン」を合わせたものである。
- 6) 「BCG ワクチン」は、平成 24 年度までは生後 6 月に至るまでの間に行われ、特別の事情等によりやむを得ない場合は 1 歳に至るまでの間に行われていたが、平成 25 年度より定期接種の対象者が「原則 6 月未満」から「生後 1 歳に至るまでの間にある者」に拡大した。
- 7) 「成人用肺炎球菌ワクチン」は、平成 26 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。60 歳以上 65 歳未満の対象者は、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の辺りの日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある者である。「101 歳以上」の者への定期接種は、平成 26 年度限りの特例措置である。
- 8) 年齢階級別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別の計が一致しない場合がある。



## 8 職員の配置状況

### (1) 常勤職員の配置状況

平成29年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の配置状況をみると、「保健師」25,993人が最も多く、次いで「管理栄養士」3,440人、「薬剤師」3,077人、「獣医師」2,488人となっている。

それぞれの分野の相談員、監視員等（＜再掲＞）をみると、「医療監視員」8,930人が最も多く、次いで「食品衛生監視員」5,730人、「環境衛生監視員」4,930人となっている。（表14）

表14 職種別にみた常勤職員数の年次推移

(単位:人)

各年度末現在

	平成27年度 (2015)	28年度 ( '16)	29年度 ( '17)	各年度末現在		
				都道府県が 設置する 保健所	政令市・ <sup>1)</sup> 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
合 計	54 504	54 874	54 967	13 634	19 926	21 407
医 師	894	883	891	414	405	72
歯科医師	154	131	125	43	53	29
獣医師	2 508	2 521	2 488	1 310	1 175	3
薬剤師	3 016	3 071	3 077	1 708	1 353	16
理学療法士	161	149	145	23	48	74
作業療法士	105	98	103	24	43	36
歯科衛生士	722	706	704	105	306	293
診療放射線技師	514	501	484	257	212	15
診療エックス線技師	19	11	3	1	1	1
臨床検査技師	748	710	693	490	197	6
衛生検査技師	70	56	50	12	38	-
管理栄養士	3 183	3 306	3 440	667	786	1 987
栄養士	542	480	403	25	52	326
保健師	25 377	25 624	25 993	3 659	7 107	15 227
助産師	133	143	151	11	44	96
看護師	848	743	757	50	170	537
准看護師	122	116	94	2	6	86
その他	15 388	15 625	15 366	4 833	7 930	2 603
＜ 再 掲 ＞ <sup>2)</sup>						
精神保健福祉士	1 006	968	893	375	342	176
精神保健福祉相談員	1 322	1 308	1 286	740	533	13
栄養指導員	1 122	1 108	1 124	641	482	1
食品衛生監視員	5 567	5 673	5 730	2 934	2 795	1
環境衛生監視員	4 850	4 870	4 930	2 820	2 110	-
医療監視員	8 741	8 860	8 930	6 389	2 541	-

注：1) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2) 「精神保健福祉士」～「医療監視員」は、「医師」～「その他」の再掲である。

(2) 常勤保健師の配置状況

平成29年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の配置状況を人口10万人あたりで見ると、全国では20.4人で、都道府県別にみると、島根県が42.4人と最も多く、次いで高知県39.3人、和歌山県34.3人となっている(表15、図2)。

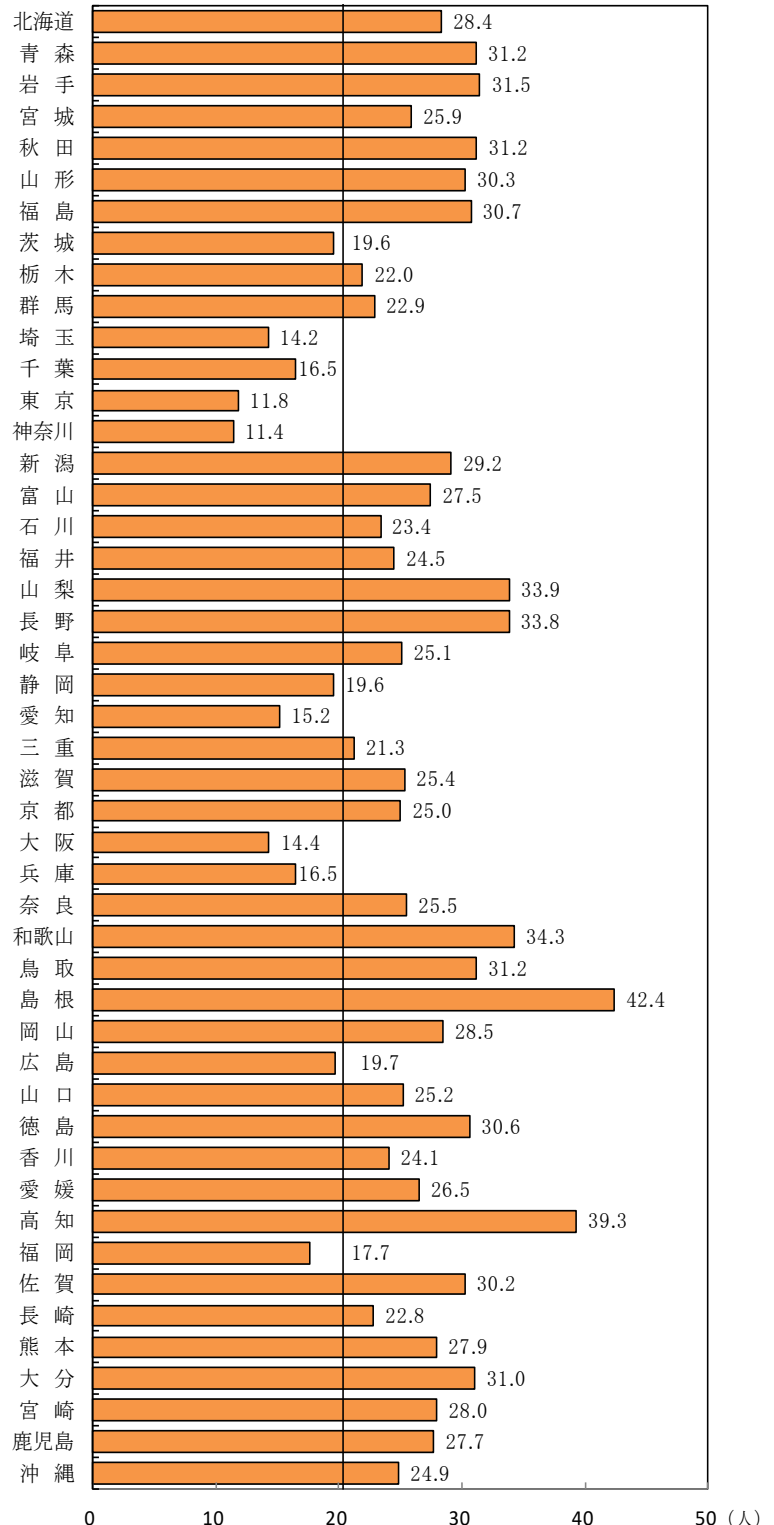
表15 都道府県別にみた常勤保健師数

図2 都道府県別にみた常勤保健師数  
(人口10万対)

平成29(2017)年度末現在  
(単位:人)

	常勤保健師数	常勤保健師数 <sup>1)</sup> (人口10万対)		
		総数	政令市・特別区 <sup>2)</sup>	政令市・特別区以外
全 国	25 993	20.4	12.4	26.9
北 海 道	1 514	28.4	11.1	45.7
青 森	408	31.2	14.2	42.3
岩 手	398	31.5	12.7	37.1
宮 城	599	25.9	13.6	36.4
秋 田	317	31.2	12.5	39.6
山 形	335	30.3	・	30.3
福 島	590	30.7	14.1	39.3
茨 城	577	19.6	・	19.6
栃 木	436	22.0	11.1	25.8
群 馬	456	22.9	18.2	25.5
埼 玉	1 049	14.2	11.8	15.1
千 葉	1 038	16.5	12.1	18.6
東 京	1 612	11.8	11.0	14.4
神 奈 川	1 048	11.4	9.7	17.2
新 潟	665	29.2	17.7	35.3
富 山	294	27.5	23.4	30.1
石 川	269	23.4	11.7	31.0
福 井	194	24.5	・	24.5
山 梨	284	33.9	・	33.9
長 野	715	33.8	16.8	37.6
岐 阜	516	25.1	18.2	26.8
静 岡	733	19.6	15.2	22.6
愛 知	1 148	15.2	11.3	18.5
三 重	390	21.3	10.3	23.5
滋 賀	360	25.4	15.8	28.4
京 都	642	25.0	19.5	31.9
大 阪	1 272	14.4	11.7	18.2
兵 庫	920	16.5	11.5	22.3
奈 良	350	25.5	11.7	30.4
和 歌 山	334	34.3	13.5	47.0
鳥 取	178	31.2	・	31.2
島 根	293	42.4	・	42.4
岡 山	547	28.5	17.8	46.0
広 島	562	19.7	14.3	30.6
山 口	352	25.2	21.4	26.1
徳 島	232	30.6	・	30.6
香 川	239	24.1	14.7	31.2
愛 媛	370	26.5	9.5	36.5
高 知	285	39.3	12.0	62.3
福 岡	906	17.7	12.8	24.1
佐 賀	252	30.2	・	30.2
長 崎	315	22.8	9.4	36.0
熊 本	500	27.9	13.8	37.8
大 分	363	31.0	15.8	41.6
宮 崎	311	28.0	12.9	36.6
鹿 児 島	459	27.7	11.9	36.8
沖 縄	366	24.9	12.7	28.3

平成29(2017)年度末現在  
全国 20.4人



注: 1) 「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成30年1月1日現在)」により算出した。

注: 「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成30年1月1日現在)」により算出した。

2) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

# 健康増進編

## 1 健康診査

市区町村が実施した健康診査の受診者数は121,827人で、男57,484人、女64,343人となっている(表1)。

検査結果の状況をみると、「糖尿病個別健康教育対象者(ア)」39,257人、「高血圧症個別健康教育対象者(イ)」35,402人などとなっている(表2)。

表1 性・年齢階級別にみた健康診査における受診者の状況

(単位:人)

平成29(2017)年度

	受診者数	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75歳以上
総数	121 827	13 802	18 295	11 833	18 416	19 262	40 219
男	57 484	6 105	9 913	6 990	10 250	9 325	14 901
女	64 343	7 697	8 382	4 843	8 166	9 937	25 318

注:1 老人保健法に基づき市区町村が実施していた基本健康診査は、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査と、健康増進法に基づき市区町村が実施する健康診査に分かれた。本報告では市区町村が実施した健康診査について計上している。

2 健康診査の受診者数は、「健康診査」、「訪問健康診査」及び「介護家族訪問健康診査」の受診者数の合計である。

表2 性別にみた健康診査における検査結果の状況

(単位:人)

平成29(2017)年度

	受診者数	検査結果								
		血圧		脂質異常		糖尿病		貧血 (疑いを含む。)	肝疾患 (疑いを含む。)	腎機能障害 (疑いを含む。)
		高血圧症 個別健康教育 対象者(ア)	高血圧症 個別健康教育 対象者(イ)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(ア)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(イ)	糖尿病 個別健康教育 対象者(ア)	糖尿病 個別健康教育 対象者(イ)			
総数	121 827	12 744	35 402	24 502	32 869	39 257	14 652	16 379	19 262	18 672
受診者数に 占める割合(%)	100.0	10.5	29.1	20.1	27.0	32.2	12.0	13.4	15.8	15.3
男	57 484	6 096	18 032	12 104	15 082	17 966	8 114	7 976	11 581	9 084
受診者数に 占める割合(%)	100.0	10.6	31.4	21.1	26.2	31.3	14.1	13.9	20.1	15.8
女	64 343	6 648	17 370	12 398	17 787	21 291	6 538	8 403	7 681	9 588
受診者数に 占める割合(%)	100.0	10.3	27.0	19.3	27.6	33.1	10.2	13.1	11.9	14.9

注:「個別健康教育対象者(ア)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者をいい、「個別健康教育対象者(イ)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者をいう。

## 2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診

市区町村が実施した歯周疾患検診の受診者数は 338,725 人、骨粗鬆症検診の受診者数は 326,344 人となっている。

受診者数に占める各指導区分の割合をみると、「要精検者」は歯周疾患検診では 69.5 %、骨粗鬆症検診 16.6 %となっている。(表 3)

市区町村における平成 29 年度の検診実施率は、歯周疾患検診 68.0 %、骨粗鬆症検診 62.5 %となっている(表 4)。

表 3 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施状況

(単位:人)

平成 29(2017)年度

		受診者数 <sup>1)</sup>	指導区分					
			要精検者	受診者数に占める割合(%)	要指導者	受診者数に占める割合(%)	異常認めず	受診者数に占める割合(%)
歯周疾患検診	総数	338 725	235 411	69.5	67 136	19.8	36 023	10.6
	40 歳	80 335	52 136	64.9	18 937	23.6	9 196	11.4
	50 歳	72 866	49 964	68.6	15 431	21.2	7 462	10.2
	60 歳	68 650	48 630	70.8	13 217	19.3	6 777	9.9
	70 歳	116 874	84 681	72.5	19 551	16.7	12 588	10.8
骨粗鬆症検診 <sup>2)</sup>	総数	326 344	54 331	16.6	92 775	28.4	179 160	54.9
	40 歳	34 457	722	2.1	3 974	11.5	29 754	86.4
	45 歳	26 855	629	2.3	3 252	12.1	22 966	85.5
	50 歳	38 026	1 296	3.4	5 430	14.3	31 290	82.3
	55 歳	34 702	3 090	8.9	8 626	24.9	22 980	66.2
	60 歳	45 762	7 714	16.9	16 008	35.0	22 035	48.2
	65 歳	61 762	14 754	23.9	23 552	38.1	23 434	37.9
	70 歳	84 780	26 126	30.8	31 933	37.7	26 701	31.5

注: 1) 指導区分の計数が不詳の市区町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない。

2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

表 4 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施市区町村数及び検診実施率の年次推移

	歯周疾患検診					骨粗鬆症検診 <sup>2)</sup>				
	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	(2013)	('14)	('15)	('16)	('17)	(2013)	('14)	('15)	('16)	('17)
実施市区町村数	1 018	1 049	1 064	1 121	1 181	1 068	1 084	1 076	1 082	1 085
検診実施率(%) <sup>1)</sup>	58.6	60.4	61.3	64.5	68.0	61.4	62.4	61.9	62.3	62.5
全国市区町村数	1 738	1 737	1 737	1 737	1 737	1 738	1 737	1 737	1 737	1 737

注: 1) 検診実施率 = (実施市区町村数 / 全国市区町村数) × 100

2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

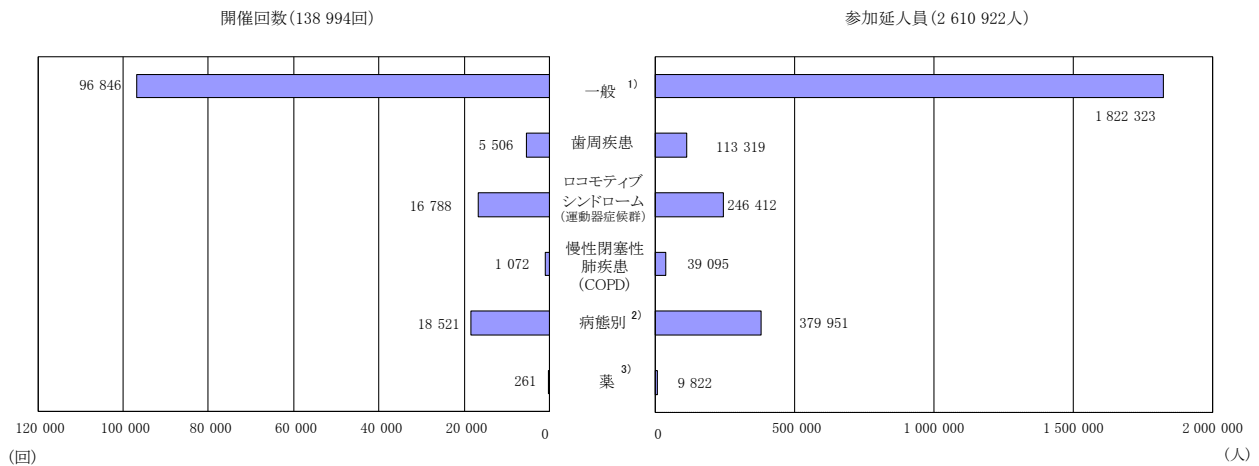
### 3 健康教育

市区町村が実施した集団健康教育の開催回数は138,994回、参加延人員は2,610,922人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「一般」が最も多くなっている。(図1)

図1 集団健康教育の実施状況

平成29(2017)年度



- 注：1) 「一般」とは、生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方等健康に必要な事項の教育をいう。  
 2) 「病態別」とは、肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成についての教育をいう。  
 3) 「薬」とは、薬の保管、適正な服用方法等に関する留意事項、薬の作用・副作用の発現に関する知識の教育をいう。

### 4 健康相談

平成29年度に市区町村が実施した健康相談の被指導延人員は1,239,899人であり、そのうち重点健康相談は456,955人となっている。

重点健康相談を内容別にみると、「病態別」が139,588人と最も多くなっている。(表5)

表5 健康相談の年次推移

(単位:人)

		被指導延人員				
		平成25年度 (2013)	26年度 ( '14)	27年度 ( '15)	28年度 ( '16)	29年度 ( '17)
総	数	1,431,696	1,390,990	1,336,561	1,296,383	1,239,899
重点 健康 相談	総	506,553	504,815	506,695	479,158	456,955
	高	83,169	80,841	75,192	79,985	72,065
	脂	25,832	24,897	25,287	23,224	23,033
	糖	33,300	28,549	29,437	34,186	34,204
	歯	82,011	80,584	83,311	77,346	73,050
	骨	99,324	100,515	102,284	96,192	93,220
	女	16,803	18,394	19,728	19,859	21,795
病	166,114	171,035	171,456	148,366	139,588	
総	合	925,143	886,175	829,866	817,225	782,944

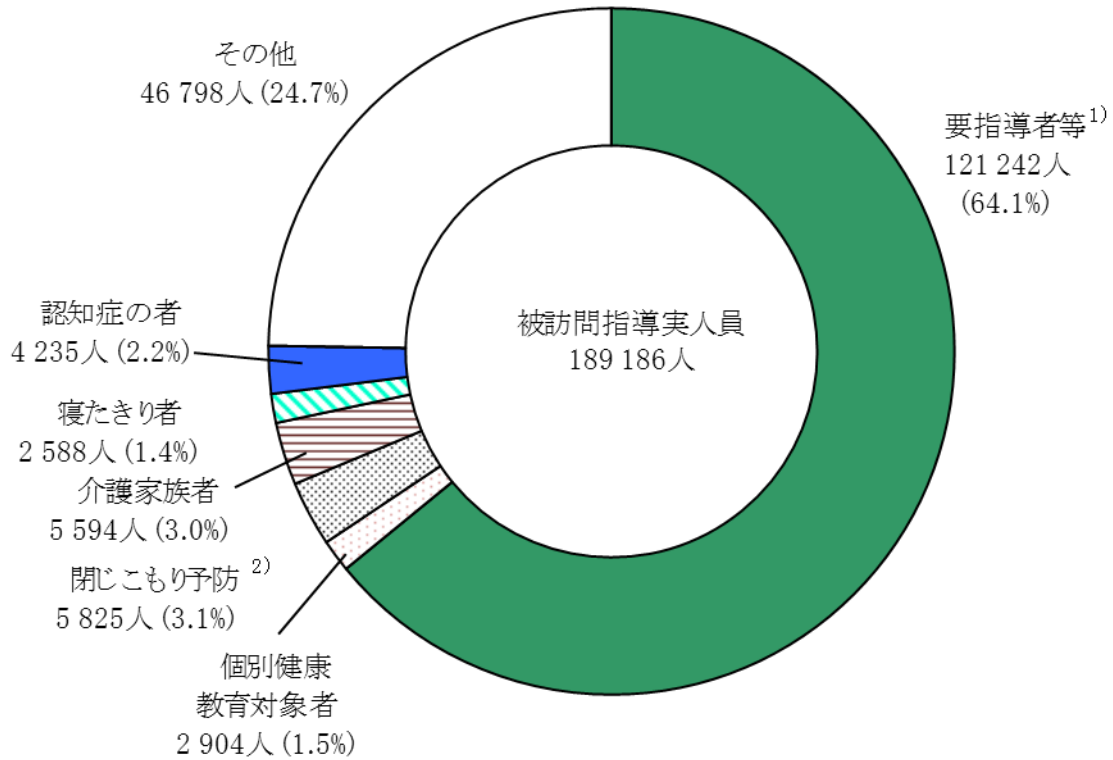
注：1) 「病態別」とは、重点健康相談の「高血圧」から「女性の健康」を除く、肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等をいう。

## 5 訪問指導

市区町村が実施した訪問指導の被訪問指導実人員は 189,186 人となっており、訪問指導の対象者別にみると、「要指導者等」が 121,242 人（64.1%）と最も多くなっている（図 2）。

図 2 訪問指導の対象者別にみた被訪問指導実人員

平成 29(2017)年度



注：1) 「要指導者等」とは、生活習慣病改善のための指導が必要な者をいう。

2) 「閉じこもり予防」とは、介護予防の観点から支援が必要な者で、健康管理上訪問指導が必要と認められた者をいう。

## 6 がん検診

### (1) がん検診の受診者数及び受診率

市区町村が実施したがん検診の受診率は、「胃がん」8.4%、「肺がん」7.4%、「大腸がん」8.4%、「子宮頸がん」16.3%、「乳がん」17.4%となっている（表6）。

表6 がん検診受診者数及び受診率

(単位:人)

平成 29(2017)年度

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
受診者数	1 862 265	3 881 044	4 391 135	3 693 850	2 433 671
受診率 (%) <sup>1)</sup>	8.4	7.4	8.4	16.3	17.4

注:「がん対策推進基本計画」(平成 24 年 6 月 8 日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を 40 歳から 69 歳(「胃がん」は 50 歳から 69 歳、「子宮頸がん」は 20 歳から 69 歳)までとした。「受診者数」及び「受診率」については、「IV 用語の解説」26、27 頁参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

### (2) がん検診受診率の分布状況

市区町村のがん検診受診率の分布をみると、がん検診受診率が「0～10%未満」と低い市区町村数は、「肺がん」が 782 (全国市区町村数に占める割合 45.0%)と最も多く、次いで「大腸がん」が 758 (同 43.6%)となっている(表7、図3)。

表7 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況

平成 29(2017)年度

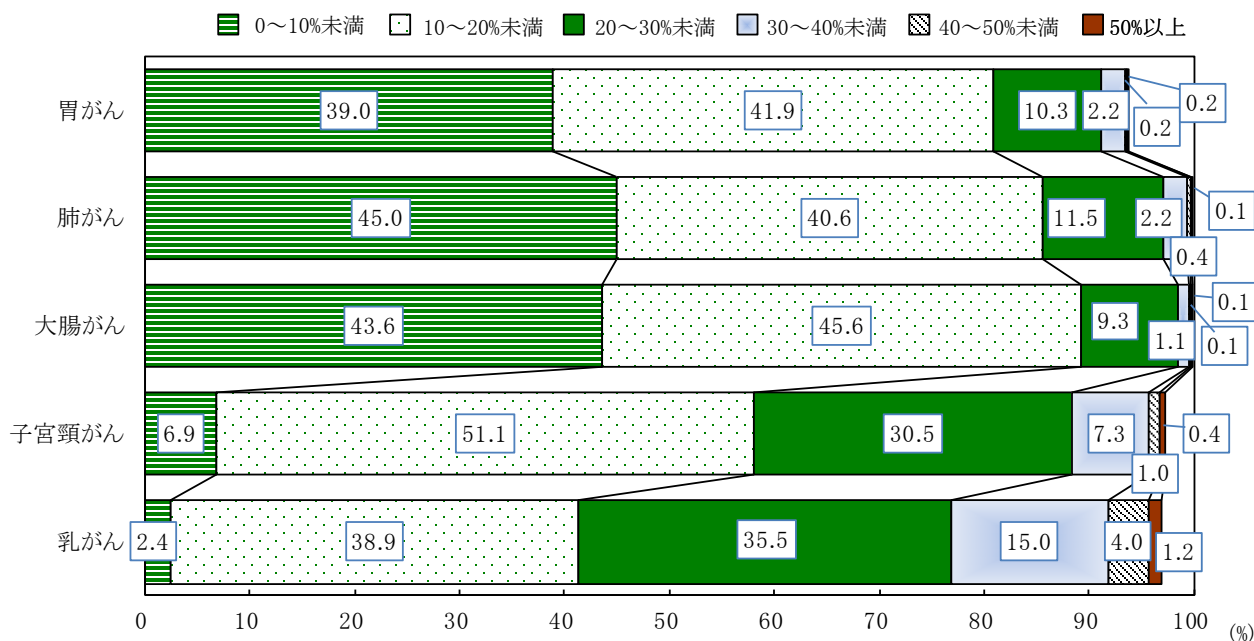
	全国 <sup>1)</sup> 市区町村数	がん検診受診率別市区町村数					
		0～10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～40%未満	40～50%未満	50%以上
胃がん	1 737	677	727	179	39	3	3
肺がん	1 737	782	705	199	39	7	1
大腸がん	1 737	758	792	161	19	2	2
子宮頸がん	1 737	120	887	529	127	18	7
乳がん	1 737	42	676	616	260	69	20

注:「がん対策推進基本計画」(平成 24 年 6 月 8 日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を 40 歳から 69 歳(「胃がん」は 50 歳から 69 歳、「子宮頸がん」は 20 歳から 69 歳)までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」26、27 頁参照。

1)「全国市区町村数」にはがん検診受診率が不詳の市区町村を含む。

図3 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況

平成 29(2017)年度



注：「がん対策推進基本計画」（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を 40 歳から 69 歳（「胃がん」は 50 歳から 69 歳、「子宮頸がん」は 20 歳から 69 歳）までとした。「受診者数」及び「受診率」については、「IV 用語の解説」26、27 頁参照。  
 なお、総数にはがん検診受診率が不詳の市区町村を含む。

(3) 平成 28 年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

平成 28 年度に市区町村が実施したがん検診における要精密検査者のうちがんであった者数の、がん検診受診者数に対する割合は、「胃がん」0.10%、「肺がん」0.03%、「大腸がん」0.17%、「子宮頸がん」0.04%、「乳がん」0.28%となっている（表 8）。

表 8 平成 28 年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況 <sup>1)</sup>

平成 28(2016)年度

(単位:人)

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
がん検診受診者数 <sup>1)</sup>	2 482 333	4 075 104	4 633 580	3 804 714	2 584 439
要精密検査者数 <sup>1)</sup>	168 218	65 041	286 815	80 882	176 836
精密検査受診率 <sup>2)</sup> (%)	80.1	79.0	69.5	76.3	87.5
がん検診受診者数に対する割合 (%)	6.78	1.60	6.19	2.13	6.84
がんであった者数 <sup>1)</sup>	2 523	1 374	7 943	1 355	7 336
がん検診受診者数に対する割合 (%)	0.10	0.03	0.17	0.04	0.28
要精密検査者数に対する割合 (%)	1.50	2.11	2.77	1.68	4.15
精密検査未受診者数 <sup>1)</sup>	12 310	4 117	37 698	5 628	5 977
精密検査未受診率 <sup>2)</sup> (%)	7.3	6.6	13.1	7.2	3.4
精密検査未把握者数 <sup>1)</sup>	21 105	10 012	49 751	14 289	15 974
精密検査未把握率 <sup>2)</sup> (%)	12.6	14.4	17.3	16.5	9.1

注：「がん対策推進基本計画」（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を 40 歳から 69 歳（「胃がん」は 50 歳から 69 歳、「子宮頸がん」は 20 歳から 69 歳）までとした。

1) がん検診受診者数については平成 28 年度受診者を平成 29 年度報告で改めて把握したものであり、平成 29 年度に精密検査を受診し、結果が判明した者についても含めている。

2) 「精密検査未受診者数」及び「精密検査未把握者数」の計数が不詳の市区町村を除いた値である。「精密検査受診率」、「精密検査未受診率」及び「精密検査未把握率」については、「IV 用語の解説」26、27 頁参照。



## 7 肝炎ウイルス検診

市区町村が実施した肝炎ウイルス検診の受診者数は、「B型肝炎ウイルス検診」731,209人、「C型肝炎ウイルス検診」727,118人となっている。

B型肝炎ウイルス検診において「陽性」と判定された者は4,641人、C型肝炎ウイルス検診において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者は2,203人となっている。

(表9)

肝炎ウイルスに関する健康教育の開催回数は992回、参加延人員は42,942人、健康相談の開催回数は1,961回、参加延人員は9,758人となっている(表10)。

表9 肝炎ウイルス検診の実施状況

(単位:人)

平成29(2017)年度

	B型肝炎ウイルス検診		C型肝炎ウイルス検診	
	受診者数	「陽性」と判定された者	受診者数	「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
総数	731,209	4,641	727,118	2,203
40歳	90,705	237	90,298	75
41～44歳	61,637	227	61,648	87
45～49歳	66,152	319	65,878	118
50～54歳	57,622	340	57,431	156
55～59歳	59,155	394	58,914	212
60～64歳	88,177	662	87,621	219
65～69歳	128,766	1,097	127,448	362
70～74歳	97,107	835	96,534	350
75～79歳	44,811	319	44,443	217
80歳以上	37,077	211	36,903	407

表10 肝炎ウイルスに関する健康教育・健康相談の実施状況

平成29(2017)年度

健康教育		健康相談	
開催回数(回)	参加延人員(人)	開催回数(回)	参加延人員(人)
992	42,942	1,961	9,758

### Ⅲ 統 計 表

- 統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況
- 統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数
- 統計表 3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診  
の実施状況（3-1、3-2、3-3）

統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況

(単位:人)

平成29(2017)年度

	総 数	満11週以内 (第3月以内)	満12～19週 (第4～5月)	満20～27週 (第6～7月)	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	分娩後	不詳
全 国	986 003	916 723	52 823	7 138	3 852	2 115	3 352
北 海 道	34 298	32 304	1 508	276	157	39	14
青 森	7 974	7 283	586	57	29	14	5
岩 手	7 791	7 103	586	64	29	9	-
宮 城	16 859	15 542	1 107	102	74	14	20
秋 田	5 211	4 921	234	34	15	6	1
山 形	7 093	6 398	623	33	24	15	-
福 島	12 972	11 654	1 060	132	95	28	3
茨 城	21 138	19 785	963	212	116	44	18
栃 木	14 486	13 613	635	127	76	13	22
群 馬	13 845	12 740	903	102	75	22	3
埼 玉	55 492	51 452	2 743	429	232	168	468
千 葉	46 753	43 921	2 189	314	176	53	100
東 京	121 726	113 204	5 740	838	503	528	913
神 奈 川	74 038	69 036	2 675	462	232	407	1 226
新 潟	15 011	14 220	661	75	42	12	1
富 山	7 184	6 712	411	38	12	1	10
石 川	8 654	8 175	392	55	27	5	-
福 井	6 043	5 668	298	37	21	-	19
山 梨	5 912	5 347	432	53	35	32	13
長 野	14 748	14 106	473	90	56	8	15
岐 阜	14 559	13 508	870	118	53	10	-
静 岡	26 789	24 870	1 575	216	91	31	6
愛 知	66 387	62 375	2 971	447	252	340	2
三 重	12 975	12 126	667	93	31	5	53
滋 賀	12 083	11 427	498	83	59	5	11
京 都	19 344	17 974	870	244	200	6	50
大 阪	71 014	67 250	2 944	444	219	80	77
兵 庫	42 871	40 089	2 309	276	109	57	31
奈 良	9 496	9 053	304	65	26	7	41
和 歌 山	6 419	6 133	218	40	21	5	2
鳥 取	4 345	3 905	391	33	13	1	2
島 根	4 989	4 404	520	30	12	2	21
岡 山	15 424	14 601	665	100	43	13	2
広 島	22 659	21 457	944	150	67	16	25
山 口	9 401	8 916	398	57	26	3	1
徳 島	5 202	4 890	238	38	20	2	14
香 川	7 380	6 743	564	47	21	2	3
愛 媛	9 494	8 500	893	64	32	5	-
高 知	4 736	4 421	260	29	22	3	1
福 岡	43 958	39 060	4 245	358	212	21	62
佐 賀	6 643	5 627	924	58	27	7	-
長 崎	10 674	9 730	782	82	29	5	46
熊 本	14 992	14 079	741	110	49	12	1
大 分	8 573	7 918	552	67	27	5	4
宮 崎	8 647	7 874	635	88	34	12	4
鹿 児 島	13 282	12 039	1 060	110	64	9	-
沖 縄	16 439	14 570	1 566	161	67	33	42

統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数

平成29(2017)年度末現在

	常勤保健師数(人)			常勤保健師数(人口10万対)			人口(人) <sup>2)</sup>		
	総数	政令市・ <sup>1)</sup> 特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・ <sup>1)</sup> 特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
<b>全 国</b>	<b>25 993</b>	<b>7 107</b>	<b>18 886</b>	<b>20.4</b>	<b>12.4</b>	<b>26.9</b>	<b>127 707 259</b>	<b>57 418 359</b>	<b>70 288 900</b>
北 海 道	1 514	296	1 218	28.4	11.1	45.7	5 339 539	2 674 026	2 665 513
青 森	408	74	334	31.2	14.2	42.3	1 308 707	519 935	788 772
岩 手	398	37	361	31.5	12.7	37.1	1 264 329	291 859	972 470
宮 城	599	144	455	25.9	13.6	36.4	2 312 080	1 060 545	1 251 535
秋 田	317	39	278	31.2	12.5	39.6	1 015 057	312 374	702 683
山 形	335	・	335	30.3	・	30.3	1 106 984	・	1 106 984
福 島	590	92	498	30.7	14.1	39.3	1 919 680	652 773	1 266 907
茨 城	577	・	577	19.6	・	19.6	2 951 087	・	2 951 087
栃 木	436	58	378	22.0	11.1	25.8	1 985 738	522 938	1 462 800
群 馬	456	130	326	22.9	18.2	25.5	1 990 584	712 769	1 277 815
埼 玉	1 049	235	814	14.2	11.8	15.1	7 363 011	1 985 311	5 377 700
千 葉	1 038	244	794	16.5	12.1	18.6	6 298 992	2 019 782	4 279 210
東 京	1 612	1 144	468	11.8	11.0	14.4	13 637 346	10 388 517	3 248 829
神 奈 川	1 048	680	368	11.4	9.7	17.2	9 171 274	7 026 284	2 144 990
新 潟	665	141	524	29.2	17.7	35.3	2 281 291	796 773	1 484 518
富 山	294	98	196	27.5	23.4	30.1	1 069 512	418 045	651 467
石 川	269	53	216	23.4	11.7	31.0	1 150 398	454 416	695 982
福 井	194	・	194	24.5	・	24.5	790 758	・	790 758
山 梨	284	・	284	33.9	・	33.9	838 823	・	838 823
長 野	715	64	651	33.8	16.8	37.6	2 114 140	380 459	1 733 681
岐 阜	516	75	441	25.1	18.2	26.8	2 054 349	411 554	1 642 795
静 岡	733	230	503	19.6	15.2	22.6	3 743 015	1 513 300	2 229 715
愛 知	1 148	394	754	15.2	11.3	18.5	7 551 840	3 477 736	4 074 104
三 重	390	32	358	21.3	10.3	23.5	1 834 269	312 134	1 522 135
滋 賀	360	54	306	25.4	15.8	28.4	1 419 635	342 460	1 077 175
京 都	642	276	366	25.0	19.5	31.9	2 563 152	1 415 775	1 147 377
大 阪	1 272	607	665	14.4	11.7	18.2	8 856 444	5 198 519	3 657 925
兵 庫	920	349	571	16.5	11.5	22.3	5 589 708	3 029 392	2 560 316
奈 良	350	42	308	25.5	11.7	30.4	1 371 700	358 896	1 012 804
和 歌 山	334	50	284	34.3	13.5	47.0	975 074	371 042	604 032
鳥 取	178	・	178	31.2	・	31.2	570 824	・	570 824
島 根	293	・	293	42.4	・	42.4	691 225	・	691 225
岡 山	547	212	335	28.5	17.8	46.0	1 920 619	1 193 089	727 530
広 島	562	270	292	19.7	14.3	30.6	2 848 846	1 894 078	954 768
山 口	352	57	295	25.2	21.4	26.1	1 396 197	266 429	1 129 768
徳 島	232	・	232	30.6	・	30.6	757 377	・	757 377
香 川	239	63	176	24.1	14.7	31.2	993 205	429 189	564 016
愛 媛	370	49	321	26.5	9.5	36.5	1 394 339	514 877	879 462
高 知	285	40	245	39.3	12.0	62.3	725 289	332 276	393 013
福 岡	906	372	534	17.7	12.8	24.1	5 130 773	2 913 103	2 217 670
佐 賀	252	・	252	30.2	・	30.2	833 272	・	833 272
長 崎	315	64	251	22.8	9.4	36.0	1 379 003	681 017	697 986
熊 本	500	101	399	27.9	13.8	37.8	1 789 184	734 317	1 054 867
大 分	363	76	287	31.0	15.8	41.6	1 169 158	479 557	689 601
宮 崎	311	52	259	28.0	12.9	36.6	1 112 008	404 017	707 991
鹿 児 島	459	72	387	27.7	11.9	36.8	1 655 888	605 506	1 050 382
沖 縄	366	41	325	24.9	12.7	28.3	1 471 536	323 290	1 148 246

注：1)「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2)人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成30年1月1日現在)」である。

統計表3 都道府県－指定都市・特別区－中核市－その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-1）

平成29(2017)年度

	受診者数(人)					受診率(%) <sup>1)</sup>				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
全 国	1 862 265	3 881 044	4 391 135	3 693 850	2 433 671	8.4	7.4	8.4	16.3	17.4
北海道	72 913	105 351	135 460	152 935	94 250	7.6	4.6	5.9	15.8	15.4
青森	45 771	60 918	81 862	40 752	29 805	16.7	10.8	14.5	18.0	20.3
岩手	39 330	67 624	69 310	40 066	34 915	15.2	12.8	13.1	19.5	26.4
宮城	68 469	134 232	131 141	115 116	66 805	15.0	14.0	13.7	24.6	28.1
秋田	24 360	42 316	53 352	25 085	22 200	11.4	9.7	12.2	14.8	19.0
山形	46 899	79 732	78 158	45 306	34 093	20.7	17.3	17.1	22.9	28.3
福島	63 281	103 601	91 702	53 191	41 189	16.6	12.7	11.3	17.0	20.2
茨城	39 362	123 768	100 220	89 901	49 701	7.4	10.1	8.1	14.3	16.4
栃木	48 922	92 817	98 570	75 538	62 034	13.1	11.1	11.6	19.4	22.4
群馬	46 878	90 526	82 430	80 317	49 868	12.3	11.0	10.0	20.1	21.1
埼玉	93 769	206 791	248 234	189 884	117 921	7.6	6.7	8.0	14.5	15.8
千葉	90 788	262 180	265 052	218 714	172 757	8.2	10.0	10.1	18.3	21.9
東京	119 509	261 682	512 193	338 938	230 103	5.7	4.7	9.3	14.3	17.2
神奈川	75 488	194 750	217 524	251 050	128 954	5.4	5.1	5.7	15.8	13.7
新潟	64 239	101 455	102 837	58 622	52 400	11.9	10.7	10.9	17.0	24.6
富山	26 409	43 123	36 387	32 344	23 881	14.3	9.8	8.3	20.3	17.5
石川	28 444	46 860	45 575	36 643	26 119	14.1	9.9	9.6	20.8	20.0
福井	7 405	24 567	25 745	26 661	16 208	9.0	7.7	8.1	21.0	20.8
山梨	23 793	58 796	51 991	35 092	27 367	13.6	16.8	15.3	19.9	25.5
長野	24 732	34 500	73 729	60 913	35 114	7.3	4.0	8.6	15.6	16.0
岐阜	30 341	65 146	76 568	65 195	55 669	7.9	7.7	9.1	16.8	21.8
静岡	67 078	151 360	144 925	122 324	72 623	9.9	9.8	9.4	17.8	18.3
愛知	121 811	262 957	263 604	224 949	136 190	9.9	8.7	8.7	17.7	16.8
三重	41 947	60 271	69 023	75 814	41 713	12.3	8.0	9.2	20.4	18.0
滋賀	11 298	27 010	34 812	33 703	24 943	4.6	4.7	6.1	16.5	16.2
京都	16 546	46 881	52 304	48 172	35 402	6.7	4.5	4.9	16.8	14.1
大阪	66 223	187 286	210 959	225 472	132 648	4.6	5.2	5.8	15.1	14.3
兵庫	44 410	119 447	164 189	98 973	82 504	4.8	5.2	7.2	10.4	14.1
奈良	15 041	22 417	44 798	30 621	24 521	6.0	3.9	7.9	13.9	16.4
和歌山	18 210	40 167	40 888	35 893	25 336	11.5	9.9	10.1	20.9	20.6
鳥取	22 864	26 877	30 159	26 497	14 517	20.3	11.6	13.1	22.1	23.8
島根	5 495	12 977	24 455	16 570	12 558	5.8	4.7	8.9	15.8	18.3
岡山	24 008	63 904	55 088	55 977	43 004	8.3	8.4	7.3	14.1	16.8
広島	37 836	75 151	81 018	77 439	45 794	7.5	6.5	7.0	15.9	14.2
山口	11 962	27 388	29 587	36 717	20 177	5.7	4.8	5.2	16.7	13.9
徳島	8 339	14 722	16 912	19 865	10 820	5.9	4.7	5.4	16.7	13.9
香川	16 648	39 220	45 219	28 815	23 801	9.2	9.7	11.2	18.1	22.3
愛媛	19 661	32 642	40 479	31 636	26 113	7.3	5.7	7.0	13.0	16.1
高知	12 314	28 894	24 742	13 361	12 373	8.7	9.7	8.3	12.9	17.2
福岡	63 801	93 912	112 274	135 118	74 931	7.2	4.6	5.5	13.8	15.0
佐賀	14 447	29 733	30 590	35 624	19 403	9.4	8.9	9.1	21.9	20.1
長崎	28 417	54 111	43 925	43 088	25 080	13.4	9.5	7.7	19.2	18.3
熊本	31 675	71 493	70 868	58 767	42 413	9.3	10.0	9.9	16.7	18.3
大分	17 650	47 968	35 397	35 371	25 774	11.4	10.1	7.5	19.5	20.0
宮崎	10 251	22 621	38 629	34 555	16 653	5.9	5.0	8.5	18.0	13.6
鹿児島	28 743	63 383	60 344	71 761	48 308	8.9	9.4	9.0	20.6	22.3
沖縄	24 488	57 517	47 907	44 505	24 719	11.0	9.9	8.3	17.5	15.6

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26、27頁参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況(3-2)

平成29(2017)年度

	受診者数(人)					受診率(%) <sup>1)</sup>				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
指定都市・特別区(再掲)										
東京都区部	91 087	211 622	357 351	252 019	165 270	6.5	5.6	9.5	15.2	17.9
札幌市	16 657	10 401	37 429	75 683	33 263	5.9	1.2	4.4	18.9	14.8
仙台市	20 849	35 320	40 850	32 220	25 294	11.1	8.1	9.4	19.7	24.6
さいたま市	33 829	53 312	50 243	31 649	16 765	15.6	10.0	9.4	15.4	16.7
千葉市	17 545	41 143	37 827	25 509	19 548	10.3	10.1	9.3	17.1	20.2
横浜市	28 611	47 387	72 838	105 590	50 219	5.1	3.0	4.7	17.3	14.0
川崎市	10 436	32 597	30 058	33 548	16 903	7.5	5.4	5.0	13.7	12.1
相模原市	9 339	18 544	19 582	24 364	11 492	7.7	6.2	6.6	16.3	15.9
新潟市	27 886	20 138	32 386	18 180	13 373	...	6.0	9.7	...	...
静岡市	8 616	19 026	19 289	17 511	10 286	6.7	6.5	6.6	15.9	14.5
浜松市	17 653	31 471	30 191	21 177	11 556	11.9	9.5	9.2	12.8	14.3
名古屋	29 119	63 371	75 223	87 068	46 318	8.3	6.9	8.1	23.7	20.1
京都市	2 848	16 605	10 724	14 057	10 934	...	2.9	1.8	...	9.1
大阪市	13 631	31 612	37 674	49 814	27 819	3.2	2.9	3.5	10.6	10.3
堺市	3 422	9 160	16 607	20 771	12 739	3.1	2.6	4.8	15.5	14.5
神戸市	7 593	13 965	53 054	23 852	21 890	3.0	2.2	8.4	9.1	13.6
岡山市	6 510	21 858	17 890	16 165	11 453	7.7	7.8	6.4	10.8	14.6
広島市	14 961	32 349	30 757	31 147	19 279	7.0	6.6	6.3	...	13.2
北九州市	5 676	7 007	11 457	24 103	11 894	3.4	1.8	3.0	14.0	11.6
福岡市	17 167	9 833	19 787	43 854	15 141	...	1.6	3.3	...	...
熊本市	4 511	10 877	11 812	16 664	8 662	3.6	3.7	4.0	12.0	10.5
中核市(再掲)										
旭川市	4 307	6 331	8 523	14 252	7 101	6.6	4.4	5.9	21.9	18.5
函館市	1 519	4 302	3 654	4 486	3 020	3.0	3.7	3.2	10.8	10.2
青森市	6 163	5 584	15 697	4 636	4 311	10.5	4.4	12.4	9.8	13.1
八戸市	6 799	8 935	9 011	8 211	3 676	14.4	8.9	9.0	17.0	14.8
盛岡市	5 707	11 412	8 193	7 960	5 152	11.2	9.3	6.7	13.0	16.9
秋田市	2 811	4 774	8 376	6 468	4 398	4.6	3.5	6.2	12.3	13.0
郡山市	11 332	14 696	14 424	7 951	5 327	17.5	10.7	10.5	14.9	15.6
いわき市	5 939	10 039	7 380	4 081	3 717	8.5	6.8	5.0	7.7	9.6
宇都宮市	10 659	19 554	19 229	19 700	6 822	13.9	9.1	8.9	19.1	13.2
前橋市	14 878	22 767	21 744	18 731	14 414	22.7	16.3	15.6	25.6	28.4
高崎市	3 826	9 362	10 462	14 030	6 071	5.2	6.2	6.9	18.1	16.1
川越市	1 144	1 669	10 263	3 905	4 329	2.0	1.2	7.1	7.4	12.9
越谷市	4 424	7 931	8 336	9 199	6 728	7.6	5.6	5.9	13.1	18.8
船橋市	4 698	34 626	32 480	21 116	13 807	...	13.5	12.6	21.5	21.7
柏市	4 115	7 894	9 800	11 620	15 322	5.5	4.7	5.8	15.5	23.2
八王子市	3 442	12 728	23 360	15 920	9 007	3.4	5.5	10.1	15.7	18.0
横須賀市	-	12 202	11 365	11 933	5 034	-	7.3	6.8	15.8	12.5
富山市	9 508	14 488	11 724	7 366	5 545	...	8.4	6.8	...	13.1
金沢市	14 144	18 891	17 200	9 763	7 924	18.0	10.1	9.2	...	17.7
長野市	1 605	4 614	8 096	9 608	2 461	2.3	2.9	5.2	12.9	7.6
岐阜市	1 972	4 763	6 675	12 740	7 262	2.8	2.8	4.0	16.9	16.3
豊橋市	3 476	11 452	10 688	7 290	4 329	8.3	7.5	7.0	14.5	12.4
豊田市	7 678	9 259	12 646	6 601	3 662	10.7	5.5	7.5	10.5	9.3
岡崎市	8 840	14 561	17 955	7 896	5 922	13.2	9.4	11.6	13.6	16.0
大津市	1 181	9 358	9 449	7 222	6 036	1.8	6.5	6.6	21.0	13.2

注: 「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26,27頁参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況(3-3)

平成29(2017)年度

	受診者数(人)					受診率(%) <sup>1)</sup>				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
高槻市	3 580	17 808	13 120	12 632	6 134	6.7	12.3	9.0	22.2	16.5
東大阪市	6 927	12 635	13 278	12 080	7 185	7.9	6.2	6.5	15.4	14.5
豊中市	2 039	2 969	10 122	10 271	4 872	3.4	1.8	6.1	16.3	12.0
枚方市	2 924	12 103	12 995	13 143	6 327	4.2	7.1	7.7	16.4	14.2
姫路市	3 749	6 270	7 658	12 838	11 231	4.7	2.9	3.6	15.7	20.7
西宮市	2 477	4 222	6 458	5 505	5 786	3.1	2.1	3.2	6.6	10.6
尼崎市	1 749	5 650	8 890	3 570	3 772	3.2	3.0	4.7	4.4	7.5
奈良市	2 047	1 653	14 897	9 694	6 953	2.9	1.1	9.9	16.7	17.6
和歌山市	2 551	5 970	5 659	10 254	5 992	5.1	3.9	3.7	16.5	14.5
倉敷市	6 413	13 536	12 465	17 373	13 003	8.2	7.2	6.6	17.3	18.7
福山市	3 102	11 235	13 049	10 027	4 725	3.9	5.9	6.9	10.8	9.7
呉市	1 794	3 946	4 237	9 757	3 993	4.4	4.3	4.6	22.6	13.0
下関市	1 007	2 130	3 545	9 169	3 232	3.2	2.0	3.3	19.2	10.7
高松市	4 340	10 083	17 103	11 468	9 135	5.9	5.7	9.7	17.4	20.6
松山市	4 394	8 693	8 890	11 775	6 497	4.7	4.1	4.2	13.7	12.5
高知市	2 992	5 287	8 783	5 301	5 346	5.0	3.8	6.4	11.0	16.0
久留米市	2 058	10 196	10 254	12 271	4 544	3.9	8.4	8.4	19.3	15.7
長崎市	4 617	8 227	5 644	11 720	4 629	...	4.6	3.1	...	...
佐世保市	7 083	9 710	7 863	9 671	5 367	15.5	9.6	7.8	21.3	16.7
大分市	2 678	15 104	8 466	9 862	8 173	...	7.6	4.3	...	...
宮崎市	2 566	10 515	10 968	16 121	4 212	4.3	6.3	6.6	21.3	11.0
鹿児島市	4 688	11 258	10 318	23 025	11 347	4.6	4.5	4.2	18.5	15.8
那覇市	6 118	10 884	11 307	6 958	3 775	13.2	8.3	8.6	14.0	12.7
その他政令市(再掲)										
小樽市	710	969	1 725	1 503	1 186	2.9	1.9	3.3	8.3	9.1
町田市	-	-	9 520	9 742	6 764	-	-	5.3	11.9	14.9
藤沢市	2 545	17 987	17 177	15 471	10 226	3.8	10.0	9.6	17.9	16.9
茅ヶ崎市	3 053	9 558	9 522	3 619	2 699	7.2	9.3	9.3	12.0	10.7
四日市市	6 871	6 239	9 950	11 394	5 363	12.3	4.9	7.8	19.1	14.0
大牟田市	805	1 039	1 899	1 961	1 284	4.1	2.2	4.0	11.1	10.7

注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26、27頁参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

## IV 用語の解説

### 地域保健編

#### 「妊婦」

妊娠中の女性をいう。

#### 「産婦」

分娩後1年以内の女性をいう。

#### 「乳児」

満1歳未満の者をいう。

#### 「幼児」

満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

#### 「新生児」

生後28日未満の乳児をいう。

#### 「未熟児」

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

#### 「デイ・ケア」

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

#### 「ひきこもり」

本報告では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。

#### 「衛生教育」

本報告では、地域保健に関する思想の普及及び地域住民の健康の保持及び増進を目的として、一般住民の集団又は特定集団に対して行うものをいう。

#### 「沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DPT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

#### 「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われ、第2期は、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

#### 「不活化ポリオワクチン（IPV）」

初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

#### 「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-IPV）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

#### 「日本脳炎ワクチン」

第1期の初回接種は、3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後



6 月以上、標準的にはおおむね 1 年を経過した時期に、4 歳に達した時から 5 歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行われる。

第 2 期は、9 歳に達した時から 10 歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行われる。

平成 17 年 5 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日までの積極的な勧奨の差し控えにより第 1 期、第 2 期の接種が行われていない可能性がある者については特例対象者として予防接種が行われている。

平成 29 年度に 18 歳となる者（平成 11 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 2 期の接種が十分に行われていないことから、平成 29 年度に積極的な勧奨が行われた。

### 「ヒブワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者について、初回接種は 27 日以上、標準的には 27 日から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 7 月以上、標準的には 7 月から 13 月までの間隔をおいて 1 回行われる。

### 「小児用肺炎球菌ワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者について、生後 12 月までに 27 日以上の間隔をおいて 3 回、追加接種については生後 12 月から生後 15 月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいた後であって、生後 12 月に至った日以降において 1 回行われる。

### 「子宮頸がん予防ワクチン」（女性のみ対象）

組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の接種から 6 月の間隔をおいて 1 回行われる。

組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の接種から 6 月の間隔をおいて 1 回行われる。

なお、平成 25 年 6 月から積極的な勧奨が一時的に差し控えられている。

### 「水痘ワクチン」

生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者に対し、生後 12 月から生後 15 月に達するまでの期間を 1 回目の接種の標準的な接種期間として、3 月以上、標準的には 6 月から 12 月までの間隔をおいて 2 回行われる。

なお、平成 26 年 10 月から定期接種化された。

### 「B 型肝炎ワクチン」

生後 2 月に至った時から生後 9 月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27 日以上の間隔をおいて 2 回、第 1 回目の注射から 139 日以上の間隔をおいて 1 回行われる。

なお、平成 28 年 10 月から定期接種化された。

### 「麻しん・風しんワクチン」

第 1 期は、生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者に対し 1 回、第 2 期は 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の 1 年間にある者）に対し行われる。

### 「BCG ワクチン」

生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行われる。

### 「インフルエンザワクチン」

65 歳以上の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者に 1 回行われる。60 歳以上 65 歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

### 「成人用肺炎球菌ワクチン」

65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者に1回行われる。60歳以上65歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

なお、平成26年10月から定期接種化された。

平成31年3月31日までの間は、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者も定期接種の対象となる。

## 健康増進編

平成20年度の老人保健法の改正により、これまで市区町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられない事業は、市区町村が健康増進法に基づき実施することとなった。

健康増進事業の対象者は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者（職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く。）をいう。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設（平成18年4月1日施行）により、65歳以上の「健康教育」、「健康相談」、「訪問指導」、「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」は、地域支援事業で実施のため、平成18年度より対象者を変更した。

### 「健康診査」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上74歳以下の特定健康診査非対象者及び75歳以上の生活保護世帯に属する者等を対象として行う生活習慣病予防に着目した健康診査をいう。

### 「歯周疾患検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象として行う問診及び歯周組織検査をいう。

### 「骨粗鬆症検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象として行う問診及び骨量測定をいう。

### 「健康教育」

健康教育は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

### 「健康相談」

健康相談は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

### 「重点健康相談」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、重点課題とされる「高血圧」、「脂質異常症」、「糖尿病」、「歯周疾患」、「骨粗鬆症」、「女性の健康」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し医師、歯科医師、保健師等を担当者として行う、健康に関する指導及び助言をいう。

### 「総合健康相談」

対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談をいう。

### 「訪問指導」

訪問指導は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

## 「がん検診」

がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添)」(以下、「指針」という。)に基づき実施されている。

平成 28 年 2 月に「指針」の改正が行われ、胃がん検診及び乳がん検診について、検診方法、受診対象、受診間隔等に変更があった。

健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定にあたっては、「がん対策推進基本計画」(平成 24 年 6 月 8 日閣議決定)及び「指針」に基づき、40～69 歳(胃がん検診は平成 28 年度以降 50 歳～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳)を対象として算出している。

### ・胃がん検診

受診対象 50 歳以上の男女

(ただし、胃部エックス線検査は 40 歳以上の者を対象としても差し支えない)

受診間隔 平成 28 年度以降 2 年に 1 度

(ただし、胃部エックス線検査は年 1 回実施しても差し支えない)

問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 28 年度以降 「50 歳以上 69 歳までの胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査受診者」

### ・肺がん検診

受診対象 40 歳以上の男女(喀痰細胞診は 50 歳以上)

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 20 年度以降 「胸部エックス線検査受診者」

### ・大腸がん検診

受診対象 40 歳以上の男女

問診及び便潜血検査

### ・子宮頸がん検診(平成 24 年度までは「子宮がん検診」として報告されている。)

受診対象 平成 16 年度以降 20 歳以上の女

受診間隔 平成 16 年度以降 2 年に 1 度

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 17 年度以降 「頸部細胞診受診者」

### ・乳がん検診

受診対象 平成 16 年度以降 40 歳以上の女

受診間隔 平成 16 年度以降 2 年に 1 度

問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 28 年度以降 「マンモグラフィ受診者」

## 「がん検診受診率」(平成 29 年度)

※40～69 歳(胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳)を対象として算定

### ・肺がん及び大腸がん

受診率 = (受診者数 / 対象者数) × 100

### ・胃がん、子宮頸がん及び乳がん(平成 18 年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成 17 年度から受診率の算出方法を変更している。)

受診率 = (前年度の受診者数 + 当該年度の受診者数 - 2 年連続の受診者数) / (当該年度の

対象者数) × 100

「精密検査受診率」 (平成 28 年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

精密検査受診率 = (要精密検査者数 - 精密検査未受診者数 - 精密検査未把握者数) / 要精密検査者数 × 100

「精密検査未受診率」 (平成 28 年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

精密検査未受診率 = 精密検査未受診者数 / 要精密検査者数 × 100

「精密検査未把握率」 (平成 28 年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

精密検査未把握率 = 精密検査未把握者数 / 要精密検査者数 × 100

「肝炎ウイルス検診」

肝炎ウイルス検診は、当該市区町村の区域内に居住地を有する当該年度に満 40 歳となる者及び満 41 歳以上となる者であって過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない希望者を対象とした、B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査をいう。